

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年7月2日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

件名：BDFの購入

新型コロナウイルスの感染症の拡大による、横浜市内での小学校における給食休止により、使用済食用油が原料であるバイオディーゼル燃料（BDF）を使用して走行している市営バスの燃料に不足が生じたため、BDF（B-100）4,000Lを購入（1,000Lごとで4回納入）するものです。

2 履行場所

横浜市交通局滝頭営業所（磯子区滝頭3-1-33）

3 契約日

令和2年6月12日

4 履行日又は履行期間

契約決定した日から令和2年7月31日まで

5 契約金額

¥594,000.-（内 地方消費税等相当額 ¥. 54,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社BDF 代表取締役 染谷 武男
東京都墨田区東墨田1-2-14

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

新型コロナウイルス感染症の影響により休校となっていた小学校の再開は、緊急事態宣言解除後に段階的に行うことが決定し、給食の開始は7月以降の見込みになったことから、BDFの原料である使用済食用油の回収開始までに在庫が不足することが判明したため、市営バスへの燃料供給に即時的な対応が必要であるとともに、対応しなければ市民のインフラであるバスの停止により行政サービスに重大な支障を生じるため緊急契約しました。

8 契約の相手方の選定理由

BDFは学校給食で発生する使用済食用油から作る軽油の代替であり、地球温暖化対策に寄与する特殊な燃料です。

横浜市一般競争入札有資格者に登録があり、BDFを自社工場で精製する業者にヒヤリングを行い、必要量を納入できると回答を得た業者から見積りを徴収した結果、株式会社BDFが最も安価であったため選定しました。

9 所管課

環境創造局環境エネルギー課